

平成29年 第7回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	平成29年7月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成29年7月26日 午後1時30分			議長 京谷 常美	
	閉 会	平成29年7月26日 午後1時50分			議長 京谷 常美	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 12名 欠席 2名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	青山 晴重	○	10	小山 隆顕	○
	2	平尾 博	○	11	小林 忍	×
	3	澤田 英雄	○	12	星 博明	○
	4	堤 寛	○	13	村上 正弘	○
	5	原田 尚一	×	14	京谷 常美	○
	6	塩野谷幸一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	中川 俊司	○			
	9	西岡 正雄	○			
会議録署名委員	9 番	西岡 正雄		10 番	小山 隆顕	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 八 子 和 行		事務局員 村 上 友 和	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (H29.7.26)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、平成 29 年第 7 回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
	議長	本日の出席委員は 12 名でございます。 本日の欠席委員は 5 番原田尚一委員、13 番小林忍委員の 2 名でございます。
		したがって、総会は成立いたします。
日程 1 会議録署名委員	議長	日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、9 番の西岡正雄委員及び 10 番の小山隆顕委員をお願いいたします。
日程 2 会期の決定	議長	次に、日程第 2 会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	議長	異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日といたします。
日程 3 議案 1	議長	次に、日程第 3 議事に入ります。
	議長	議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の件を、議題といたします。
		事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者 1 番の地区委員であります平尾博委員にお伺いします。
		本件の調和要件に問題はありますか。
	平尾委員	現地を確認してきましたが図面の④番を通らなければこの農地には入ることができないですし、長年耕作されていることから、問題ないと思われます。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました。質疑をお受けいたします。
	10 番委員	資料では有償となっていますが価格は。
	事務局長	価格につきましては、申請書に記載されていまして、10a 当たり ■■■ 円という価格で設定されています。 ただ、面積が小さいので、実質の価格は ■■■ 円となっております。
	議長	他に、ございませんか。
	13 番委員	この場所は今まで、■■■ さんが使われていたのでしょうか。
	事務局長	そのとおりです。 今まで占有されていたので、その方に払い下げるということです。
	議長	他に、ございませんか。

議 事 の 経 過 (H29.7.26)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 2	議長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件を議題といたします。 会議規則第 10 条の規定により、6 番の塩野谷幸一委員が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました小山隆顕委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	委員長	7 月 13 日、午後 1 時 30 分より、私と京谷会長、小林委員、事務局と [REDACTED] の立会いの元、現地調査を行いました。 現地は牧草地となっており、駐車場に関して、車は牧草地に入れないということ、そして、店舗等はテント及び仮設の物ということで、今後の営農に支障はないと判断できますので、許可してよいものと判断しました。以上です。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件は、可と決定いたします。
	議長	塩野谷幸一委員が復席しますので、暫時、休憩します。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
閉会	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。平成 29 年 第 7 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。